

別記

様式第1（第1条第1項関係）（平15国交令60・一部改正）

表

第	号
身 分 証 明 書	
住所	
氏名	
上記の者は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第11条第3項の規定により事業者の（命令）（委任）に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証明する。	
年	月 日
事業者の氏名又は名称	
印	

裏

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

土地収用法（抜粋）

第11条

3 前項の規定によって都道府県知事の許可を受けた起業者又は第1項但書の規定によって都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

第15条 第11条第3項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

備考

- 1 事業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証票に代えることができる。
- 2 不要の部分は消すこと。